

日本共産党秋山もえ県議一般質問原稿

【秋山もえ県議】

みなさん、こんにちは。日本共産党の秋山もえです。

今回、私の質問のテーマは大きく5つあります。そのうちのひとつに、「手話通訳者の養成を急げ」があります。ろう者のみなさんに関わることですので、傍聴席に手話通訳者がおります。

よろしくお願いいたします。それでは、質問を始めます。

まず「1、今こそPCR検査の社会的検査へ踏み切るとき」についてです。

新型コロナウイルス感染症陽性者数が激増し、11月30日、埼玉県は最大級の危険度を示すフェーズⅣへと移行。まさに第3波といえる事態となりました。第3波は第2波とは違い、高齢者の感染・重症化が特徴であり、医療崩壊を招く危険性が各方面から指摘されています。無症状患者に感染力があるという点が、新型コロナの特徴であり、抑止のためには無症状者の中の陽性者をどれだけ早く隔離・保護できるかが決定的なカギとなります。今こそ、PCR検査の拡大、とりわけ無症状者への社会的検査の実施に足を踏み出す必要があります。

本県は1200機関を目標に、診療・検査医療機関を指定し、これによって1日3万件程度の検査能力が実現するとのことです。しかし一定の要件の方を除くと無症状の方には基本的に行政検査はおこなわれません。

世田谷区では、高齢者施設などで社会的検査に踏み出していますが、この検査の中で11月29日までに無症状の陽性者15人が判明したそうです。アメリカニューヨーク州では本人が希望すれば、基本的に全員がPCR検査を受けられ、1日20万件の検査を実施していますが、これは埼玉県で言えば1日7万5千件にあたります。

9月の党県議の社会的検査を求める質問に対して、知事は現段階で症状のない人への一律検査は考えていない、としながらも「感染拡大の恐れがあるなど検査が必要な場合には積極的に検査を実施してまいります」と答弁しています。フェーズⅣを迎えた今こそが、知事のいう積極的検査の実施に踏み切る時ではないですか？症状のない人への社会的検査が進まない一番の問題は自治体負担です。国に対して社会的検査を全額国庫負担で行えるよう要望していただきたい。国の負担が実現するまでの間、地方創生臨時交付金の活用などで、県独自の社会的検査に踏み切るべきです。以上、知事の答弁を求めます。

県は全高齢者施設への訪問を決定し、クラスター対策に踏み出しています。しかし、PCR検査は、依然、発熱患者の発生が要件となっています。本県で結成した、施設クラスター防止対策チームCOVMATが、この間28回出動していますが、その教訓は「コロナの初発の段階で見逃さない」ということだと伺っています。私は、高齢者施設職員・利用者だけでも、また医療機関の職員だけでも社会的検査に踏み切るべきだと考えます。江戸川区ではリスクの高い施設職員対象に「施設巡回PCR検査」を実施しています。このように施設巡回検査チームをつくることについて、知事の答弁を求めます。

【大野知事】

秋山もえ議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、「今こそPCR検査の社会的検査へ踏み切るとき」のお尋ねのうち、フェーズⅣを迎えた今こそが知事のいう積極的検査の実施に踏み切る時ではないかについてでございます。

現段階では、症状のない方に一律に検査を行うことは、検査の感度が70パーセント程度にとどまっていることから、偽陰性、さらには偽陽性などの問題もあり、現実的とは考えていません。

県としては、職場などで陽性者が確認され、濃厚接触者が一人以上いるケースを私が申し上げる積極的な検査が必要な場合と捉え、例えばそのフロアの職員全員に拡大して実施をしています。

次に、国に対して社会的検査を全額国費負担で行えるよう要望し、国の負担が実現するまでの間、地方創生臨時交付金などで対応するべきについてでございます。

本県では、PCR検査が陰性を証明するものにはならないことから、症状のない方に一律のPCR検査をする社会的検査を実施する予定はございません。

次に、高齢者施設職員・利用者、医療機関の職員だけでも社会的検査に踏み切ること、施設巡回検査チームをつくることについてでございます。

こうした方々が感染することは、社会生活に多大な影響を与えるとの認識を持っておりますが、先述のとおり、偽陰性者をつくりかねないなどの問題があることから、現段階では、一律にPCR検査を実施する予定はなく、施設巡回検査チームを作ることは考えておりません。

【秋山もえ県議】

県は、保健所体制の機能強化として、陽性者搬送業務や相談業務のアウトソーシング、派遣会社を通じて看護師40数名の増員を図ってきました。保健師や保健所職員は積極的疫学業務に専念するという方針です。とはいえ保健師の増員は絶対に必要です。昨日、保健師の採用年齢制限を撤廃し38人の雇用を目指すとの発表がありました。大きく評価するものですが、保健師の増員は率直に言って、東京都との取り合いです。今から県立大学は言うまでもなく、県内養成機関には積極的にアプローチすべきです。保健医療部長の決意を伺います。

【保健医療部長】

「保健師の増員に当たっては、県内養成機関に積極的にアプローチすべき」についてお答えを申し上げます。

これまで、保健師の確保のため、毎年度埼玉県立大学において独自に就職説明会を実施するなどの取組を進めてきました。

今後はより多くの保健師を確保していくことが必要となりますが、他の自治体も同様に採用数を増やすことが予想されることから、限られた人数の奪い合いになることは想像に難く

ありません。

そのため、埼玉県立大学に限らず、県外も含め保健師養成課程を有する看護大学等の養成機関を中心に、直接訪問して県保健師業務の魅力をアピールするなど、人材確保に向けた働きかけを進めてまいります。

実施に当たっては人事委員会など、職員採用の関係部局とも連携し、効率的かつ広域的に取り組んでまいります。

【秋山もえ県議】

今、コロナの最前線でたたかっている医療機関の経営が危機的です。県は国の包括支援交付金を活用して、コロナ関連医療機関への空床補償などを行い、すでに申請分をほとんどの医療機関に概算払いしているとのこと。しかし、予算に対する執行率は40%程度です。このままでは、包括支援交付金を使い切らず、大半を国に返還することになりかねません。知事、改めて包括支援交付金がすべて使いきれよう、この交付金の対象拡大を国に要望すべきです。とりわけ医療機関の危機打開のために、減収補てんを求めることについて答弁を求めます。

【大野知事】

次に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大、とりわけ医療機関の減収補てんについて国に求めることについてでございます。

交付金の対象拡大については、自治体の判断で柔軟に幅広く活用できるよう、私自ら、あるいは全国知事会、九都県市首脳会議としても国に要望をしてきたところでございます。

他方、交付金の執行率は現在約40パーセントではありますが、順次交付決定をしており、今後上昇する見込みでございます。

医療機関の経営状況は、受診抑制による患者減少などにより、厳しいものと認識しております。

このため、私はこれまで、西村康稔経済再生担当大臣などに、医療機関の経営に支障が生じないよう、様々な緊急要望を行ってまいりました。

去る11月25日には、九都県市首脳会議として、多くの医療機関が経営に多大な影響を受けていることを踏まえ、医療機関の経営安定化のために必要な財政支援を行うよう、菅義偉内閣総理大臣に要望したところでございます。

引き続き、県内の医療機関の窮状について、国に訴えかけてまいります。

【秋山もえ県議】

次に「2、バックキャストで温室効果ガスゼロへ、埼玉県気候非常事態宣言を」についてです。

菅首相が、所信表明で2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするとしました。これはすでに120カ国以上で掲げているものです。日本も、ようやく国際基準の目標を掲げたこととなります。実質ゼロの目標を、絵に描いた餅にしないために、エネルギーをはじ

め従来の政策を、根本から転換することが急がれます。

埼玉県は、昨年の台風第19号により、河川の氾濫や崖の崩落、堤防の決壊などで深刻な被害を受けました。温暖化による気候変動は、私たちの暮らしの土台を揺るがしています。本県では、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を策定していますが、2030年度までの計画であり、これでは2050年度までにゼロ目標は達成できません。

私は、県レベルで初の「気候非常事態宣言—2050ゼロカーボン宣言」を発表した長野県を訪問し、お話を伺いました。長野県の職員の「できる、できないで議論すれば、できる範囲の目標になりやすい。ゼロを打ち出してからやるべきことを考えると発想が湧いてくる。ビジョンを打ち出すと、県民の協力を引き出すこともできる」—こうしたバックキャストの考え方に、励まされました。長野県のゆるぎない姿勢によって、長野県の全市町村が県の気候非常事態宣言に賛同を表明しています。知事、本県もこのように県民を励まし自治体の力を引き出していただきたい。昨日、他の議員から質問もありましたが、あらためて2050年ゼロカーボンへの決意をお示してください。

【大野知事】

次に、「バックキャストで温室効果ガスゼロへ、埼玉県気候非常事態宣言を」のお尋ねのうち、2050年ゼロカーボンへの決意についてでございます。

気候変動問題は喫緊の課題であり、県では、今年3月に新たな地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年以降のできるだけ早期に脱炭素社会を実現することを掲げております。

この実現のためには、計画では、県はもとより、国、市町村、事業者、県民などが協働して、温暖化対策を推進することとしております。

県ではこれまでも実効性のある先進的な施策に取り組んでまいりました。

大規模事業所のCO₂排出削減を図る目標設定型排出量取引制度においては、事業者の皆様目標を上回る削減に取り組んでいただきました。

また、一日環境家計簿であるエコライフDAYの取組では、市町村とも協力しながら毎年90万人を超える県民に御参加をいただいております。

折しも、温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が今年から実施段階に移り、米国、中国などでも大きな動きが広がっております。

国も2050年までの温室効果ガスゼロ宣言を行うなど、国内情勢も転換点を迎えており、今後、国によりグリーン成長戦略に関する議論やエネルギー基本計画のエネルギーミックスの見直しが進められると考えております。

議員お尋ねの気候非常事態宣言につきましては、ゼロ宣言を行えば裏付けのある実効的な発想が生まれてくるとは考えてはならず、2050年ゼロカーボンを見据えて実効的で具体的な取組を検討、実施することが政治の責任であり、議員のお言葉をお借りすれば絵に描いた餅にしない道筋だと考えます。

2050年ゼロカーボンを見据えて、県民や事業者、国、市町村など地域総ぐるみで取り組んでまいりたいと思います。

【秋山もえ県議の再質問】

気候非常事態宣言について、国の方針が定まったら直ちに県として宣言するということがよいか伺う。

【再質問への大野知事の答弁】

秋山もえ議員の御質問2「バックキャストで温室効果ガスゼロへ、埼玉県気候非常事態宣言を」のご質問に関する再質問、国の方針が定まったならば宣言を行うのかに関し、ご答弁をさせていただきます。

まず第一に、私は気候非常事態宣言というその非常事態の認識の宣言よりも、ゼロカーボンをいかに実現していくか、ということの認識そのものよりも現実にとどのように行っていくかということが大切だということ、先ほど考え方としてお話をさせていただきました。

その上で、国の考え方が定まったら宣言するかではなく、国の考え方の中身がどのようになるかに、私はよると考えております。

と申しますのも、菅総理が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、これはとても私も良いことであるし、意欲的な取組であるし、埼玉県としても取り組むべきことだというふうにもまず認識しております。

他方で、だとすれば、今後、基本計画やエネルギーミックス等がこれから出てくるものと当然思われますので、それに従って実効的な道筋というものをしっかりと打ち立てさせていただきたいと考えています。

まずその中身を見させていただいた上で、ゼロカーボンに向けて埼玉県が例えばいついつまでとか、あるいはこれこれこうするといった方針をきちんとした形で示させていただきたいというふうにも考えております。

【秋山もえ県議】

長野県には、具体的施策として、建築物環境エネルギー性能導入支援や、信州屋根ソーラーポテンシャルマップづくりなど、興味深いものが様々ありますが、特に優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度は、本県でも取り入れるべきと考えますが、環境部長の答弁を求めます。

【環境部長】

小規模再生可能エネルギー事業に対する補助金制度について、お答えを申し上げます。

議員お尋ねの長野県の制度は、企業やNPO法人などが固定価格買取制度いわゆるFITを活用し、小水力や太陽光など自然エネルギーによる発電事業を行う際に県が補助を行い、事業開始後に収益が生じた場合、返済してもらうというものです。

長野県は高い山が多く、水も豊富であることから、環境省の調査によれば全国4位の小水力発電のポテンシャルがあるとされております。

小水力発電はFITによる売電価格は太陽光発電に比べ高いものの、導水管の敷設工事などにかかる多額の初期コストが課題となっており、このような背景から本制度を創設したも

のと聞いております。

本制度が活用された33件のうち、小水力発電の事業可能性調査等が21件、うち1件が施設整備に至っております。

本県の場合、小水力発電のポテンシャルは長野県の約60分の1と、この制度をそのまま取り入れることについては、慎重な検討が必要であると考えております。

今後も、本県の地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を努めてまいります。

【秋山もえ県議】

今、時代は再生可能エネルギーの発展を求めています。そのためにも悪質な太陽光発電事業者の規制は避けて通れません。今、太陽光発電事業者による乱開発が、埼玉県の丘陵地域を虫食い状態にしています。

嵐山町志賀の太陽光発電施設が、10月13日に崩落し、東武東上線の線路まであと20mの地点まで土砂が迫りました。これまでも小規模な土砂崩れが繰り返されています。この太陽光発電施設のための林地開発を県は許可しています。農林部長、このように崩落を繰り返す嵐山の計画について、なぜ林地開発を許可したのか答弁を求めます。

【農林部長】

まず、嵐山の計画について、なぜ林地開発を許可したのかについてでございます。

林地開発の許可に当たっては、森林法で定める災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの項目について、国の技術的助言を踏まえた県の要領で定める許可基準に照らし、審査を行っています。

今回の嵐山の事業計画については、土砂の流出など災害の防止について、切土・盛土の勾配や表面の植生による保護、排水施設の設置などに関する全ての基準を満たしていました。また、環境の保全などそのほかの項目についても同様に許可基準を満たしていたことから、平成30年7月に許可したものでございます。

【秋山もえ県議】

飯能市の阿須山中の太陽光発電施設の開発許可について、10月に審議会が開かれ、審議委員11人中9人が懸念を述べるという大議論になりましたが、県の示す基準を満たしているので「やむを得ない」との答申が行われました。審議会の中で、専門家である会長は、県の林地開発基準について「自然斜面に太陽光発電施設を置いたときに、どこがどう変わって、どんな現象が起きるか、ということを検討する必要がある」と国の議論を紹介しています。

森林審議会は、昨年度も2つの太陽光発電施設の開発許可を「やむを得ない」と答申しています。審議会が「許可したくないが、やむを得ない」と繰り返す状況は異常です。太陽光発電による崖崩れなどを防止できるように、県の開発基準を見直すべきと考えますがどうか。その際、嵐山志賀をはじめ、林地開発を許可したにも関わらず崩落したような案件を調査し、県の基準見直しに生かすべきと考えます。農林部長、答弁を求めます。

【農林部長】

太陽光発電による崖崩れなどを防止できるように県の開発基準を見直すべき、その際、崩落したような案件を調査し、県の基準見直しに生かすべきについてでございます。

議員お話しの崩落については、盛土した法面、幅約20メートル、高さ5メートルの土砂が崩れたもので事業区域外への影響はありませんでしたが、林地開発許可を行った区域において崩落が生じたことについて、重く受け止めております。

このため、県では、崩落が起きた直後に現場の状況を確認し、この崩落は、現時点では大雨により地山と盛土部分の間で滑りが生じたものと推定しております。

一方、全国的にも、近年、多発する豪雨により山地災害の発生リスクが高まるとともに、太陽光発電に関する開発における土砂流出などの被害も発生しています。

こうした状況を踏まえ、国では昨年、太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討が行われました。

その検討結果を踏まえ、国が昨年12月に施工区域内に残す森林の割合や排水に関する計算の仕方などの技術的助言を見直したことから、本年3月に県の許可基準の必要な改正を行ったところです。

今後、県として林地開発許可制度を適切に運用していく上では、崩落が起きた許可案件について、工事完了後の管理の在り方を含め、詳細な原因を調査することが重要と考えています。

太陽光発電に関しては、これまでに24件の林地開発許可を行っており、このうち工事が完了したものが16件あり、県が把握している限りでは工事完了後に生じた崩落は今回の件が初めてです。

現在、事業者と協力し、ボーリング調査などにより詳細な発生原因の究明を行っています。

調査結果が出るまでは、林地開発許可にあたっては今回の崩落を念頭に慎重な審査を行ってまいります。

また、調査の結果が明らかになり次第、結果を踏まえて専門家の助言もいただきながら更なる許可基準の改正を含め、審査の在り方について点検してまいります。

【秋山もえ県議】

小川町飯田区内では、県内唯一といえる明治以来の炭鉱跡地に太陽光発電施設が計画され、炭鉱の保存と崩落の危険性の両面から反対の署名が市に提出されています。この計画について、林地開発の許可申請がされた場合、開発地の歴史的遺跡保護や過去の落盤事故の経過などが、十分に審査されるべきと考えますが、農林部長、答弁を求めます。

【農林部長】

開発地の歴史的遺跡保護や過去の落盤事故の経過などが、十分に審査されるべきについてでございます。

林地開発について、森林法では、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの項目に係る基準を満たしているときは、許可しなければならない規定となっております。

過去の落盤事故の経過など災害の防止に係る項目については、現地の状況を確認した上で、必要な対策が講じられているかについて十分に審査してまいります。

【秋山もえ県議】

埼玉県丘陵地帯は、希少動植物の宝庫でもあります。しかし、太陽光発電による乱開発がこうした希少種絶滅の危機を引き起こしています。飯能市阿須山中の開発予定地は特別天然記念物カモシカが目撃され、県レッド・データブック記載の絶滅危惧ⅠB類のコクランが生育しています。小川町飯田区内予定地ではⅠB類のミゾゴイ、ⅠA類のサシバが生育しています。県により林地開発許可が下りた阿須山中では、早速、県希少種保護条例に基づきコクランの移植が行われました。希少種を安易に別の場所に移すというのは、日本も締結している生物多様性条約の趣旨に反するものです。日本弁護士連合会は、森林法はじめ都市計画法、農地法、道路法などが、生物多様性の保全に対する配慮について明言していない、と批判していますが、大変、的を得ていると思います。

知事は埼玉版SDGsとして、「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」をかかげられておりますが、埼玉県の希少動植物や緑を、どう守り育んでいくおつもりか、答弁を求めます。

【大野知事】

埼玉県の希少動植物や緑をどう守り育んでいくのかについてでございます。

埼玉版SDGsの推進を図ることは、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現につながるものです。

重点テーマの一つである「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」ことは、我々が生きていく上でも、SDGsの目標を達成するという点でも大変重要だと思います。

県では、平成12年に「希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定しました。

これは、県や県民等が一体となって希少種の保護を図り、県民共通の財産として次代に継承することを目的としています。

議員お話しのコクランの移植につきましては、開発により失われてしまう希少種を保護するため、条例の趣旨にのっとり丁寧に実施されたことを確認をいたしました。

このほかにも、サワトラノオなどの希少な動植物を保護するため、小中学校など145か所で栽培し繁殖するなど、保護増殖の取組も進めております。

緑の保全につきましては、豊かな生態系の保護や生物多様性の保全の上でも重要であり、「緑のトラスト運動」など県民参加による取組を行っております。

こうした取組は、正にSDGsのゴールの一つである「陸の豊かさを守ろう」につながるものです。

今後も豊かな自然と共生しながら持続的に発展する埼玉の実現に向けて取り組んでまいります。

【秋山もえ県議】

続いて「3、一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を

(1)、教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして

(ア) 校則を考える―髪型で人のこころが見えるのか?―についてです。

私は、この間、いろいろな高校生や保護者の方と話をしてきました。

中でも、私の胸に刺さったのは「髪型で人のこころが見えるのか」という県立高校生の言葉です。この生徒の学校では「髪のはきは、耳にかからない、前髪は眉毛の上にかからない」「ツブロックは、ダメ」「傷んで茶髪になってもダメ」「女子のスカート丈は膝頭の上部とする」など髪型や服装について細かな規定が決められています。このように生徒を規制する根本的な精神は、どこにあるのかと思います、この高校の生徒手帳を読みました。身だしなみ規定という中には、こう書かれています。「服装をはじめとして、身だしなみ及び言葉づかい等は、その人の人柄を表すものであり、個人の態度がその学校の評価につながる」です。これは、この学校だけが掲げているものではありません。身だしなみなど、外見は人柄を決定づけるのか、私は非常に疑問です。

国際人権規約では「人種、皮膚の色、性、言語によるいかなる差別も」許されないことが宣言されています。このような差別を禁じた条文の水準からみて、この身だしなみ規定は適切とは思われません。教育長の見解を求めます。また、学校という場で、この国際人権規約の精神を、積極的に広げていく決意をお示してください。

【教育長】

御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(1)「教育の場こそ、人権まもり、多様性生かして」について、お答えを申し上げます。

まず、ア「校則を考える―髪型で人のこころが見えるのか?―についてでございます。

校則の身だしなみ規定に関する見解についてでございますが、校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒がよりよく成長していくための行動の指針として各学校が定めております。

また、学校で集団生活を営んでいく上では、一定のきまりは必要であると考えており、校則を守るという指導を通じて、生徒がきまりを自分たちのものとして守っていこうという態度を醸成することに繋がるなど、教育的意義を有しております。

議員のお話の身だしなみ規定の記述につきましては、他の人との人権の共存を掲げている国際人権規約の趣旨に照らして、直ちに抵触するものとは考えておりません。

一方で、校則の内容については、時代の流れの中で、学校を取り巻く社会環境、生徒の実情、社会通念等が変化していくため、必要な見直しを行うことは大切です。

例えば、服装など個別の規定につきましては、その内容と必要性について、生徒や保護者との間に共通理解を持てるようにすることが重要だと考えます。

次に、学校という場で国際人権規約の精神を積極的に広げていく決意についてでございます。

国際人権規約が掲げる人権尊重の精神を、生徒一人一人が理解することは、差別のない、よりよい社会を実現する上で大変重要であると認識しております。

これまでも学校では、人権教育週間の中で、人権作文などに取り組み、生徒自らが人権問

題について主体的に考え発信する態度の育成や、「個人の尊重」をはじめとする人権意識の向上に努めてまいりました。

今後も、生徒一人一人がお互いの人権を尊重することの大切さを理解できるよう、県が独自に作成した『人権感覚育成プログラム』の活用を学校に対して改めて促すなど、人権教育の推進にしっかりと取り組んでまいります。

【秋山もえ県議】

私は、高校生の言葉によって、改めて気づかされたことがたくさんあります。子どもの権利条約は、子どもの意見表明権を保証しています。子どもの権利条約の精神を生かし、校則に生徒の意見を積極的に取り入れるべきと考えますが、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

身だしなみなどの校則に生徒の意見が積極的に取り入れられるべきについてでございます。

県立高校の中には、身だしなみなどの校則の見直しにあたって、生徒会等に参画させる取組を行っている学校があります。

校則に対する生徒の意見を、学校の教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲で取り入れることは、校則に対する理解を深め、生徒が主体的に校則を守っていこうとする態度を養う良い機会になると考えております。

今後、生徒がよりよく成長していくために、生徒の意見を取り入れた事例を紹介するなど、効果的な教育活動が出来るようしっかりと学校を支援してまいります。

【秋山もえ県議】

次に「(イ) 臨時的任用教員への差別の是正を」についてです。

学校現場において人権を守るという点で、まず行うべきなのは、教員間の差別解消です。埼玉県の臨時的任用教員制度を、抜本的に見直すべきです。埼玉県の臨任教員は3746人、全体の約1割にあたります。特別支援学校についていえば平均が15%であり、学校によっては3割もの先生が臨任教員です。臨任教員は、正規の教員と同じ勤務内容で、担任ももち、部活動の指導に当たるなど正規と同等の責任を負って働いています。現実には、臨任教員の力なしに、教育現場は成り立ちません。臨任教員の中には、31年間にわたって、雇用を繰り返して働き続けているベテランの方もいます。しかし、大ベテランであっても、毎年3月の半ばを過ぎても、翌年の雇用が決まらないなど、不安定な状況に置かれています。教育長、私は定数内の臨任教員はすべて正規の教員にすべきだと考えます。

これまでこの質問をいたしますと、教育長は「『地方公務員法で臨任教員を優遇してはいけない』と書いてあるから正規職とはできない」と答弁されてきました。しかし、臨任教員は常勤同様の勤務に追われ、試験勉強をする暇もありません。臨任教員は優遇どころか、むしろ不利な状況に置かれているのが実態です。

私は、学校現場での経験が、採用試験に生きる仕組みを導入することを提案します。新卒

の方には、大学の学長から推薦を受けたり埼玉教員養成セミナーを受講することなどによって1次試験が免除されたり、合格率がほぼ100%となる選考区分もあります。臨任教員について、研究授業の評価を試験科目とするなど、現場での奮闘が生かされる試験制度を導入すべきと考えますが、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

「臨時的任用教員への差別の是正を」についてでございます。

まず、現場での奮闘が生かされる試験制度の導入についてでございます。

教員採用選考試験におきましては、平成20年度から臨時的任用教員の経験が生かせるよう、特別選考を実施しております。

これまで、筆記試験の一部を面接試験に替えたり、第一次試験を免除するなど、改善を図ってまいりました。

今後とも、臨時的任用教員の勤務経験や実績を、面接試験の中で適切に評価してまいります。

【秋山もえ県議】

また、臨任教員の処遇をめぐる正規教員との差別は一切なくすべきです。継続雇用を希望しても、年度の終わりまで次の赴任校が決まらない、同一校での継続雇用を認めないなどのルールがあります。1年契約の臨任教員ですが、事実上、継続雇用が行われていますから、これらも見直して、正規教員と同じルールとすべきと考えますが、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

継続雇用を希望しても、年度の終わりまで次の赴任校が決まらない、同一校継続雇用を認めないなどのルールを見直して、正規教員と同じルールとすべきについてでございます。

臨時的任用教員につきましては、4月当初の児童生徒の転出入のために学級数が確定できないなどの理由により、正規の教員を配置できない場合に、期間を定めて学校に配置しております。

このため、翌年度に臨時的任用教員を配置する学校の決定は、年度当初の状況が確定する年度末にならざるを得ない状況でございます。

また、臨時的任用教員の同一校での継続的な雇用につきましては、地方公務員法による制約がございます。

県といたしましては、引き続き、各学校の状況を的確に把握するとともに、県立学校や市町村教育委員会からの要望を踏まえ、適切に対応してまいります。

【秋山もえ県議】

臨任教員のみなさんにお話を伺うと、4月1日着任と言われていたのに、簡単に4月8日着任に変更され、これによって、4月分の通勤手当が支給されなくなった。ボーナスの基準日をわざと外して着任とされたなど、いじめとも言われかねない扱いが横行しているとのこ

とです。教育長、このようなあいまいなやり方によって、臨任教員の生活を脅かす事態はあ
ってはならないと考えますが、いかがですか？

【教育長】

あいまいなやり方によって、生活を脅かす事態はあってはならないについてでございます。
臨時的任用教員の任期や勤務条件等を明確に示すことは重要であると認識しております。
これまでも、臨時的任用教員の採用に当たっては、校長や市町村教育委員会から説明を行
っておりますが、改めて徹底されるよう周知してまいります。

【秋山もえ県議】

続いて「(ウ) 先生がいない！教員未配置・未補充はあってはならない」についてです。

新型コロナウイルス感染症による休校措置により、学校では、授業実数を確保するため、
7時間授業や土曜日授業が実施されています。そのため教員によっては、朝出勤してから夕
方4時45分までまったく休憩も取れない、土曜勤務の振替が全く取れないという過酷な状
況に拍車がかかっています。

先日私は、上尾市の教員から驚くべきことを伺いました。産休・育休・病休などで教員が
休職する際に代員が補充されない状態を未補充、定数上教員の穴埋めができない状態を未配
置と呼びますが、今、小中学校で未配置・未補充が頻発し、教員の負担をより重くしている
というのです。ある中学校では、家庭科教員の産休代替が6か月たっても補充されず、3つ
の中学校からかわるがわる家庭科の先生が兼務で通ってきているそうです。しかもこれはレ
アケースではないそうです。

担当課に確認したところ、小中学校未配置・未補充は、11月1日時点で合計99人にの
ぼっています。県内で99人も先生が確保できない、これは異常事態ではないでしょ
うか？教育長、小中学校教員の未配置・未補充が1か月以上続くなどということはあってはな
らないと考えますがどうか。これほど多数の未配置・未補充の原因はなにか。答弁を求めま
す。

【教育長】

小中学校教員の未配置・未補充が1か月以上続くなどということはあってはならないと考
えるがどうかについてでございます。

長期間にわたり教員の未配置・未補充の状況が続いていることを重く受け止めており、早
期に解消すべき課題であると認識しております。

次に、これほど多数の未配置・未補充の原因は何かについてでございます。

教員の未配置・未補充につきましては、4月当初の児童生徒の転出入のために学級数が確
定できないこと、急病など不測の事態の発生や育児休業を取得する教員の増加などが主な原
因となっております。

【秋山もえ県議】

私は、県教委が定期的に未配置・未補充の状況を把握し、責任をもって代員補充を行うべきと考えます。しかし現状は、県教委が、この問題に無関心すぎると言わざるを得ません。こちらから資料を要求した時にだけ未配置・未補充の数を調査をする。過去の状況は把握していないので経年での推移は資料すらありません。未配置・未補充を定期的に把握する。この点について、教育長の答弁を求めます。

【教育長】

次に、未配置・未補充を定期的に把握することについてでございます。

県では、小中学校の未配置・未補充の解消に向け、今年度は8回の調査を計画しており、引き続き、定期的な状況の把握を行ってまいります。

【秋山もえ県議】

また関係課や教育事務所が、近郊の大学と電話で連絡をとって代替の教員を探しています。これでは、あまりにも時代遅れです。ホームページや就活サイトを通して広く募集を行うべきと考えますが、どうですか？また、そもそも埼玉県は、定数に対する正規教員率が89%です。一方、東京都は105%と定数を上回っています。私は、ぎりぎりに対応をするのではなく、多数の正規教員を採用して教育現場に余裕を取り戻すべきだと考えますが、教育長の見解を求めます。

【教育長】

次に、ホームページや就活サイトを通して広く募集を行うべきについてでございます。

県では、現在、ホームページで臨時的任用教員の募集について広報するとともに、登録を電子申請でも行えるようにするなど、応募しやすい環境整備に努めております。

今後、より多くの方々に県への登録を行っていただくため、インターネットの求人サイトなどの活用について検討し、実施してまいります。

次に、ぎりぎりに対応をするのではなく、多数の正規教員を採用して教育の現場に余裕を取り戻すべきについてでございます。

県といたしましては、今後も、中長期的な視点に立ち、児童生徒数、退職者数、再任用者数の推移などを的確に見極め、正規の教員の採用を行い、未配置・未補充の解消に取り組んでまいります。

【秋山もえ県議の再質問要旨】

未配置・未補充を重く受け止めていると答弁があったが実行性のある対策が打てないのか、東京のように余裕を持った採用ができないのか見解を伺う。

【再質問への教育長の答弁】

ウ「先生がいない！教員未配置・未補充はあってはならない」についての再質問にお答えを申し上げます。

まず、「事態を重く受け止めているという答弁があったけれども、実行性のある対策が打てないのか、東京のように余裕を持った採用ができないのか」というお尋ねかというふうに思っております。

長期にわたり教員の未配置・未補充の状況が続いていることは、児童生徒の教育に影響を及ぼしかねないということもありますので、大きな課題だというふうに私自身受け止めております。

登録の方に、登録しやすい環境を整えるために就活サイトを活用することなども検討してこれから実施をまいります。

また、定期的な把握につきましても、今年度8回予定をしておりますけれども、継続的に把握に努めてまいります。

なお、採用に当たりますには、今後も中長期的な視点に立ちまして、児童生徒の数あるいは退職者の数、再任用者の数などの推移を的確に見極めまして、正規の教員の採用に努めてまいりたいと存じます。

【秋山もえ県議】

続いて「(2) コロナ禍で脅かされる女性と子どもの人権をまもるために」についてです。

コロナ禍で、女性を取り巻く雇用状況や生活環境が急激に悪化し、自ら命を絶つ女性が急増しています。10月には851人と、これは前年同月比の1.8倍です。DV相談件数も昨年を上回るペースとなっています。

背景として指摘されているのが、コロナで打撃を受けた飲食業やサービス業に女性の割合が高いということです。しかも、その多くは非正規雇用です。総務省の労働力調査によると、4月の女性雇用者数は3月から約74万人減少しています。まさに第3波のただ中にある今、女性への支援の強化が急がれます。

9月質問でもわが党県議が取り上げましたが、ひとり親家庭への支援は待ったなしです。はじめて食糧支援をおこなったセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンには悲痛な声が寄せられ、ひとり親家庭の9割の方は現金給付を要望しています。福祉部長、ぜひ県として現金給付や食料支援の実施に踏み出していただきたい。答弁を求めます。

【福祉部長】

御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(2)「コロナ禍で脅かされる女性と子どもの人権をまもるために」のうち、ひとり親に対し県として現金給付や食糧支援の実施に踏み出していただきたいがいかにかについてお答えを申し上げます。

現金給付については、ひとり親世帯臨時特別給付金を、予備費を活用し年内を目途に再支給するとされましたので、県としては正式な通知等があり次第、迅速に支給できるよう努めます。

食糧支援については、埼玉県はひとり親世帯等に食材を配布するフードパントリー活動が全国の中でも大変活発に行われており、今年1月に10件だった活動団体が10月には40

件に急増しています。

子ども食堂でも、お弁当や食材の配布など、形を変えての支援を実施しているため、こうした活動が積極的に実施されるよう、県では食材のマッチングなど様々な支援を行っています。

必要な方に支援が行き届くよう、市町村担当課や小中学校に対し、ひとり親家庭への周知をお願いするなど、コロナ禍でもひとり親家庭の方が取り残されることのないよう、しっかりと支援してまいります。

【秋山もえ県議】

このような状況下で、男女共同参画センターWith You さいたまの果たす役割は、非常に重要です。10月はWith You さいたまへの相談が前年度の約1.5倍になりました。With You さいたまは、全国に先駆けて、埼玉県が制定した男女共同参画推進条例にもとづき設置されました。女性の生きづらさに寄り添い、相談業務、情報提供、イベントの開催、自主的な活動支援を実施するなど大きな力を発揮しています。しかしながら、With You さいたまで相談業務にあたる職員は会計年度任用職員です。そこで知事に伺います。コロナ禍において、ますます重要となるWith You さいたまの果たすべき役割とその位置づけについて、答弁を求めます。また、相談員の正規化について、県民生活部長、答弁を求めます。

【大野知事】

最後に、「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」のお尋ねのうち、「コロナ禍で脅かされる女性と子どもの人権をまもるために」の、コロナ禍においてますます重要となるWith You さいたまの果たすべき役割とその位置づけについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、私たちの社会活動や日常生活は極めて甚大な影響を受けています。

とりわけ、議員御指摘のとおり女性への影響が大きく、失業問題をはじめ家事・育児や介護の負担増、さらにはDV被害などの増加や深刻化が懸念をされています。

男女共同参画推進センター「With You さいたま」はこうした社会的に弱い立場にある女性の支援を行っています。

女性の抱える様々な問題は、例えばコロナ禍により仕事を失うことで家庭内での時間が増え、経済的な困窮とあいまって結果的にDVに発展するなど、複合的に絡み合っていると思います。

そこで、「With You さいたま」では、相談員が女性一人一人の困難に寄り添いながら、その解決に向けて丁寧に相談に応じています。

その上で、経済的に困窮されている方には福祉の支援について助言をしたり、職を求めている方には女性キャリアセンターと連携して対応をしています。

また、DV被害者には、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして被害者支援を行ったり、避難が必要な場合には婦人相談センターの一時保護へとつなぎます。

困難に直面する女性が「自立した生活」と「生き生きとした人生」を取り戻すための県民に寄り添う最前線の機関が、「With Youさいたま」であります。

あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現を目指す共生社会づくりの拠点と位置付け、

「With Youさいたま」の役割をしっかりと果していきたいと思います。

【県民生活部長】

御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(2)「コロナ禍で脅かされる女性と子どもの人権をまもるために」のうち、With Youさいたま相談員の正規化について、お答えを申し上げます。

With Youさいたまでは8名の相談員の方が、女性の抱える様々な悩みについて、電話や面談で年間約9,000件、相談に対応していただいております。

相談内容は、就労やDV、人間関係など様々でございます。中には心の悩みを抱えている方もいらっしゃいます。

そのため、公認心理師や社会福祉士、精神保健福祉士など、専門的な知識とスキルを持つ相談員を、バランス良く配置する必要があります。

相談員の皆さんは、高い社会的使命感の下、日々困難を抱える女性の相談にあたっただいております。

県といたしましては、まずは本年4月から施行された会計年度任用職員制度の定着を見極めてまいりたいと存じます。

【秋山もえ県議】

また、DV証明が発行できる配偶者暴力相談支援センターを、すべての市町村に設置することも大きな課題となっています。現在、県内20市しか設置されていません。そのため、設置されていない43市町村に住むDV被害者はWithYouさいたまにDV証明を取りに行かなくてはなりません。各市町村に配偶者暴力相談センターを設置することについて。県民生活部長、答弁を求めます。

【県民生活部長】

次に、配偶者暴力相談支援センターの設置についてです。

配偶者暴力相談支援センターはDV防止法に基づき、DV被害の防止と被害者の保護を図る中心的な役割を果たしております。

本県では婦人相談センターと男女共同参画推進センターの他、20の市で設置されております。

DV被害者からの相談などに迅速に対応するとともに、避難後も自立に向けた支援を総合的に実施していくためには、身近な相談窓口である市町村に配偶者暴力相談支援センターを設置することが必要です。

そこで、県ではDV防止基本計画に「市町村における相談機能等強化への支援」を重点施

策として掲げ、センター設置のための手引きを作成するなど、市町村での設置を後押ししております。

現在人口10万人以上で未設置の市が10ありますので、ここには重点的に職員が訪問しセンターの設置を個別に働き掛けております。

コロナ禍の中で、ますますきめ細かいDV被害者支援が求められております。

より多くの市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置されますよう、しっかりと取り組んでまいります。

【秋山もえ県議】

コロナ禍で子どもたちへの虐待件数も増えています。虐待を受けた子どもたちは児童相談所で保護され、一時保護所などで過ごすこととなりますが、県内には一時保護所が4ヶ所しかなく、つねに満杯です。

先日、一時保護所の改善が必要だと、関東地方の若手の専門職の方たちが「いちほの会」という「会」を立ち上げ、交流と勉強会を重ねていることが東京新聞で報じられました。東京都の一時保護所のルールでは、男女で目を合わせてはいけない、食事中は会話禁止、私服禁止で、施設が用意した服や下着をつける、など行き過ぎたルールがあり問題になっています。私が相談を受けた女子高校生は、埼玉県の一時的保護所に保護されるにあたり、全裸での検査が行われショックをうけ「もう二度と一時保護所には入りたくない。刑務所みたい」と悲痛に訴えていました。厚労省は、今年の3月に一時保護所についての運営ガイドラインで「子どもの権利が尊重され、安心して生活できるような体制を保つよう留意する」と示しました。保護されるべき子どもたちの人権が無視されるような場であってはなりません。県一時保護所内のルールの改定について、福祉部長、お答えください。

【福祉部長】

次に、児童相談所の一時保護所内のルール改定についてでございます。

議員お話しの、男女で目を合わせてはいけない、食事中は会話禁止等、新聞報道されたようなルールは本県では設けておりません。

国のガイドラインに基づき、保護された理由を他の児童に聞かない・話さない、暴力暴言の禁止等、プライバシーや安全を守るために必要なルールを設定しています。

また、身体検査については、傷やあざがないかの確認や危険物の持ち込み防止のため、児童に必要性を説明し、同意を得た上で最小限の範囲で行っております。

今後も、一時保護所の運営に当たっては、児童の権利が尊重され、安心して生活できるよう努めてまいります。

【秋山もえ県議】

また、県一時保護所が県内4カ所というのは、あまりにも少なすぎます。熊谷児相に一時保護所が設置されますが、7ヶ所すべての児童相談所に対応する一時保護所を設置すべきです。また職員体制の強化、専門性の蓄積について、福祉部長、お答えください。

【福祉部長】

次に、すべての児童相談所への一時保護所設置、職員体制の強化及び専門性の蓄積についてでございます。

一時保護所のない児童相談所は、職員が一時保護中の児童との面接をタイムリーに行えないなど、きめ細かなフォローが難しい場合もあります。

そこで、まずは一時保護所がない県北部地域に、熊谷児童相談所の建て替えに合わせ一時保護所を設置する予定です。

今後も、新たな一時保護所の設置について検討してまいります。

職員体制の強化については、令和2年度に児童福祉司を52名、児童心理司を7名増員し、児童虐待対応と一時保護児童への対応の充実を図っております。

また、専門性の蓄積については、医師等の専門家による研修や性的虐待等の困難事案に関する研修を実施し、専門的な知識やスキルの習得に努めています。

今後も、更なる職員体制の強化と専門性の向上に取り組んでまいります。

【秋山もえ県議】

最後に「(3) 手話通訳者が足りない！ 手話通訳者養成を急ぐとき」についてです。

本県に手話言語条例が制定されて4年が経過し、今では県内33市町に条例が制定されています。障害者差別解消法の重要な柱は「障害者の社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くこと」であり、聴覚障害者の障壁も一步一步取り除かれようとしています。しかし、まだまだ不十分です。

先日、埼玉聴覚障害者情報センターを視察し、お話を伺いました。

手話通訳者の依頼で一番多いのは、病院への同行です。コロナ禍で病院への同行はリスクを伴うため、登録通訳者が同行できないなど、今年は、同行手話通訳者の確保に大変な苦勞が生じています。例えば、ある市の専任通訳者が突然発熱したために、予定していた通訳者派遣について、急きょ、情報センターの専任手話通訳者が駆け付けるなど、まさに綱渡りで乗り越えたそうです。

手話通訳者の派遣事業は、各市町村の義務となっていますが、自前で手話通訳派遣事業を実施できない市町村が27市町村あり、事業を実施している自治体でも専任手話通訳者は1人か、2人というところがほとんどです。市町村が自前で通訳者を派遣できない場合、情報センターが通訳者を派遣しています。通訳者が足りず、協力できないこともしばしばあります。福祉部長、すべての市町村が手話通訳者配置をするよう強く働きかけていただきたいがどうか？

【福祉部長】

次に、(3)「手話通訳者が足りない！ 手話通訳者養成を急ぐとき」についてのうち、すべての市町村への手話通訳者配置の働きかけについてでございます。

議員お話し埼玉聴覚障害者情報センターは、社会福祉法人が設置・運営しており、専任

の手話通訳者を配置して、県の委託業務として手話通訳者の養成や専門的な内容に関する通訳者の派遣業務を行っていただいています。

また、病院への同行など聴覚障害者の日常生活に必要な派遣は市町村の役割ですが、手話通訳者を確保できない場合などに、市町村の委託を受けて同センターが派遣を行っています。

こうした対応により、現状では、急な依頼で調整がつかない場合などを除き、手話通訳者の不足により派遣ニーズに応えられないという状況がたびたび生じているようなことはないと認識しています。

一方で、日常生活をサポートするという観点からは、各市町村において通訳者を配置していただき、地域にお住まいの方が聴覚障害者をサポートすることが望ましいと考えております。

手話によるコミュニケーション支援が地域に密着した形で進むよう、手話通訳者の配置について市町村へ働きかけてまいります。

【秋山もえ県議】

手話通訳者には手話という言語以上に、ろう者への理解、福祉的な視点で支援ができるか、そしてなによりも高度な人権感覚が必要となります。言語として手話を学ぶことや手話検定は大変人気ですが、専門家としてろう者を理解し、ともに歩む手話通訳者がなかなか増えない、ということも伺いました。手話通訳者の平均年齢は50歳であり、情報センター職員の通訳者の4割があと3年で定年退職です。まさに手話通訳者の養成が緊急の課題となっています。新卒者など若手を一定数増員して、計画的に育成するべきです。通訳者を養成できる大学は、愛知県の金城学院大学、京都府の龍谷大学など限られています。埼玉県立大学で手話通訳養成のカリキュラムを新設し、県が積極的に手話通訳者を養成していくことを提案します。保健医療部長、答弁をもとめます。

【保健医療部長】

次に、御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(3)「手話通訳者が足りない！手話通訳者養成を急ぐとき」についてお答えを申し上げます。

埼玉県立大学では、看護師や社会福祉士など本県の保健・医療・福祉を支える様々な専門人材を育成しています。

例えば、社会福祉士を目指す学生が手話を学ぶことは、議員お話のように聴覚障害者の方へ福祉的な視点で支援をするために、大きな意義のあることです。

そこで、埼玉県立大学では手話に関する授業を開講し、専門職を目指す学生が手話を学ぶ機会を提供しています。

学生の中には手話サークルなどの活動を通じて、更に学びを深めている者もおります。

一方、お話の手話通訳者養成のカリキュラムを設置することは、現時点では手話通訳者の常勤職での求人が少ないことや、看護師などの国家資格の取得を目指す学生にとって履修上の負担が大きいことなどから、直ちには難しい部分がございます。

手話を学ぶことの意義や、市町村や埼玉聴覚障害者情報センターが実施する手話通訳者などの養成課程に関する情報を学生に広く知らせるよう埼玉県立大学に依頼し、手話通訳者を目指す学生が増えるよう努めてまいります。

【秋山もえ県議】

情報センターは、市町村通訳者養成のため、講師を行うなどの支援も行っています。私は情報センターの公的な役割とその重さから、県にはその責任を果たしていただきたい。情報センターの専任通訳者8人という体制について、若手育成の観点からも、市町村の通訳者育成のためにも、さらなる増員・強化が必要だと考えています。そのための支援について、福祉部長、答弁を求めます。

【福祉部長】

次に、専任通訳者8人体制のさらなる増員強化のための支援についてでございます。

手話通訳者の養成と派遣を円滑に進めていくため、センターには専任手話通訳者の計画的な配置・育成を図っていただく必要がございます。

センターの体制については設置・運営法人において検討されていますが、県としても委託業務を遂行していただく上での課題や問題点を丁寧にお伺いし、どのような対応が必要か検討してまいります。

【秋山もえ県議】

情報センター主催の手話通訳養成講習会の会場確保も、大変苦勞しています。講習会を開くためには3年間通して会場をおさえなければなりません。県有施設には3年先まで予約できる施設はありませんが、県有施設を優先的に使用できるようにすべきです。福祉部長の答弁を求めます。

【福祉部長】

次に、手話通訳者養成講習会の会場として、県有施設を優先的に使用できるようにすべきについてでございます。

手話通訳者は高度な技術が求められ、国のカリキュラムに基づく全81回の講習会を受講していただく必要があります。

センターから講習会場として週に1回程度、同一の県有施設を長期に渡り使用できるよう要請を受け、施設管理者へ検討を依頼するなど協力を行ってまいりましたが、公平性の観点などから御要望に沿えないのが実情です。

引き続きセンター側のお話を伺いながら、様々な可能性を検討するなど会場確保の協力を行ってまいります。

【秋山もえ県議の再質問】

埼玉聴覚障害者情報センターの専任手話通訳者を増員していくための支援の検討につい

て、再度答弁を求める。

【再質問への福祉部長の答弁】

秋山もえ議員の御質問3「一人ひとりが伸び伸びと個性を生かせる、人権と多様性を大切にする社会を」の(3)「手話通訳者が足りない！手話通訳者養成を急ぐとき」の再質問にお答えを申し上げます。

手話通訳者の養成は、聴覚障害者の方々の日常生活を支援するために大事な事業であると認識しています。

埼玉聴覚障害者情報センターは社会福祉法人が運営している組織であり、人員配置についても法人の方で御検討されていると認識しております。

手話通訳者の養成と派遣という責務を担う県といたしましても、法人任せにせず、今後の体制づくりに向けた検討、検証を法人とともに進めてまいります。